

No	分類	内容	回答	備考
1	承諾書関係	承諾書は案件ごとに提出する必要がありますか	当初(R5年度)は案件ごとの提出を求めていましたが、R6年度から運用を見直しました 初めて電子契約を行う場合は提出していただき、2回目以降は電子契約承諾の意思表示(メール等)をしていただくことで提出を省略できるものとし なお、2回目以降であってもアドレスや代表者等に変更が生じた場合は、再度提出してください	R6.6追記
2		承諾書に押印は必要ですか	不要です	—
3		承諾書の提出方法はメールによるデータですか、持参等による紙ですか	どちらでも構いませんが、ペーパーレス推進のため、メールによるデータ提出が望ましいです	—
4		メールアドレスが一つしかない場合、担当者と承認者が一致してもよいですか	構いません	—
5	事務フロー関係	契約保証金の事務に変更はありますか	相手方が決定次第、旭市から契約保証金の対応方法を確認し、対応方法を印字したデータをアップロードします また、保証会社等が予め契約書の鑑を必要としている場合は、担当者に連絡いただければ別途メール等で送付いたします	—
6		請書の場合、システムのフローは変わりますか	変わりません クラウドサインの性質上、発注者の承認行為は必要です 請書のデータを発注者がクラウドにアップロードします	—
7		特に留意することはありますか	請求書に「書類ID」が記載されていないケースが見受けられます 請求書を提出する際は「書類ID」を記載してください	R6.6追記
8	契約書関係	経営事項審査の際に、千葉県に提示する契約書は電子契約でも対応できますか	千葉県に確認したところ、クラウドにアップロードされた契約書が紙で印刷されていれば構わないと回答を得ました また、合意締結証明書は不要とのことです ただし、対応方法が変更となる場合もあるため、審査時に千葉県に確認をしてください	—
9		書面上の契約締結日と電子署名のタイムスタンプは一致していませんか	必須ではありませんが一致させた方が望ましいため、メールを受信した際は速やかに承認をお願いします	—
10		旭市では、電子契約書の保管期間を設定していますか	文書管理規定に則り、5年間となります	—